

# 第1回さいたま市・岩槻市任意合併協議会

## 次 第

平成15年7月15日

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

#### (1) 協議の基本方針

・協議を開始するにあたって

#### (2) 報告事項

報告第1号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会幹事会規程について (別紙1)

報告第2号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会専門部会規程について (別紙2)

報告第3号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会事務局規程について (別紙3)

報告第4号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会財務規程について (別紙4)

報告第5号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程について (別紙5)

#### (3) 協議事項

議案第1号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会会議運営規程について (別紙6)

議案第2号 平成15年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会予算について (別紙7)

#### (4) その他

### 4 閉 会

# さいたま市・岩槻市任意合併協議会 協議の基本方針（案）

平成15年7月15日

## （趣旨）

- 1 この基本方針は、協議を始めるにあたっての共通認識とするため、両市の合併について協議を行っていく上での基本的考え方を示すものである。

## （協議事項）

- 2 本協議会では、両市の合併に関する課題の整理を行うとともに、両市が合併する場合を想定し、合併協定項目となるべき事項について、並行して協議を行うこととする。

## （協議の前提）

- 3 協議を行うにあたっては、岩槻市からさいたま市への合併協議の申し入れ等を踏まえ、以下に掲げる項目を前提とする。

（1）本協議会においては、両市の合併に関し、その是非を含めて、協議を行うこと。

（2）合併する場合においては、合併の方式は、岩槻市の区域をさいたま市の区域に編入する「編入合併」とすること。

（3）合併する場合においては、議員の定数は、「編入合併特例定数」とすること。

## （協議の期間）

- 4 本協議会では、市町村の合併の特例に関する法律の期限（平成17年3月末）を踏まえ、協議を行うこととする。

報告第 1 号

さいたま市・岩槻市任意合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第 8 条第 3 項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市任意合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会の会議に提案する事項及びこれに関する必要な事項について協議し、又は調整する。

(組織)

第 3 条 幹事会は、別表左欄に掲げる団体の区分に応じ、同表右欄に掲げる職にある者をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第 4 条 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

- 2 幹事長は、さいたま市の政策企画部に関する事務を担当する助役をもって充て、副幹事長は、岩槻市の助役をもって充てる。
- 3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議（以下「会議」という。）を開催し、その議長となる。

- 2 幹事長は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、規約第9条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月15日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体	職
さいたま市	政策企画部に関する事務を担当する助役 政策企画担当理事 総務局長 財政局長
岩槻市	助役 総務部長 市民部長 総務部参事

## 報告第 2 号

## さいたま市・岩槻市任意合併協議会専門部会規程

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第 8 条第 3 項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市任意合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 専門部会は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第 2 条各号に掲げる事項について専門的に協議し、又は調整する。

## (組織)

第 3 条 専門部会の委員は、当該専門部会において協議し、又は調整する事項に係るさいたま市及び岩槻市の所管部署の部長又は当該部長相当職の職員をもって組織する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

2 専門部会に、必要に応じて分科会及びプロジェクトチームを置くことができる。

## (部会長及び副部会長)

第 4 条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、専門部会の委員のうちから幹事長が選任する。

3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 部会長は、幹事長の求めにより、又は必要に応じて専門部会の会議（以下「会議」という。）を開催し、その議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、その意見又は説

明を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、規約第9条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月15日から施行する。

さいたま市・岩槻市任意合併協議会専門部会

専門部会名	さいたま市委員		岩槻市委員	
		職名		職名
企画財政部会		市長公室長		総務部長
		政策調整監		総務部参事
		政策企画部長		市民部長
	財政局	財政部長		まちづくり推進部長
		税務部長		まちづくり推進部参事
		出納室長		教育総務部長
	監査	総括参事		会計室長
				監査委員事務局長
総務消防部会	総務局	総務部長		総務部長
		人事部長		総務部参事
	人事委員会	企画監		市民部長
	消防局	総務部長		環境経済部長
		警防部長		消防長
				教育総務部長
市民環境経済部会	市民局	市民部長		総務部長
		生活文化部長		市民部長
	環境経済局	環境部長		市民部参事
		経済部長		環境経済部長
	農業委員会	企画監		環境経済部参事
				教育総務部長
			農業委員会事務局長	
保健福祉部会	市立病院	企画監		市民部長
	保健福祉局	保健部長		福祉健康部長
		保健所長		環境経済部長
		福祉部長		
都市部会	都市局	都市計画部長		環境経済部長
		都市整備部長		まちづくり推進部長
建設水道部会	建設局	土木部長		総務部長
		建築部長		まちづくり推進部長
		下水道部長		まちづくり推進部参事
	水道局	業務部長		水道部長
		給水部長		
教育部会	教育委員会	管理部長		総務部長
		学校教育部長		市民部長
		生涯学習部長		教育総務部長
				学校教育部長
議会・選挙部会	議会	総括参事		議会事務局長
	選挙管理委員会	総括参事		選挙管理委員会事務局長

注 「 」は専門部会部会長

「 」は専門部会副部会長



報告第 3 号

さいたま市・岩槻市任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第 9 条第 3 項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市任意合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の庶務に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第 3 条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、必要な職員

(職員の職務)

第 4 条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 前 2 項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第 5 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 予算の執行に関すること。
- (2) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。

(5) 軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いについては、さいたま市の例による。この場合において、文書の記号は、「さ・岩任協」及び発送文書にあつては「発」、收受文書にあつては「収」とする。

(情報公開の取扱い)

第7条 協議会が作成し、又は取得した文書等の公開については、さいたま市の例による。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印は、会長印及び事務局長印とし、その公印の名称、ひな形、書体、寸法、個数、使用区分及び公印保管者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いについては、さいたま市の例による。

(職員の服務等)

第9条 事務局の職員の勤務時間は、さいたま市の一般職の職員の例による。

2 前項に定めるもののほか、職員の服務その他の勤務条件については、当該職員を派遣する市の例による。

(職員の給与等)

第10条 職員の給与については、当該職員を派遣する市の負担とする。

2 職員の旅費については、さいたま市の例によるものとし、協議会の予算において支給するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

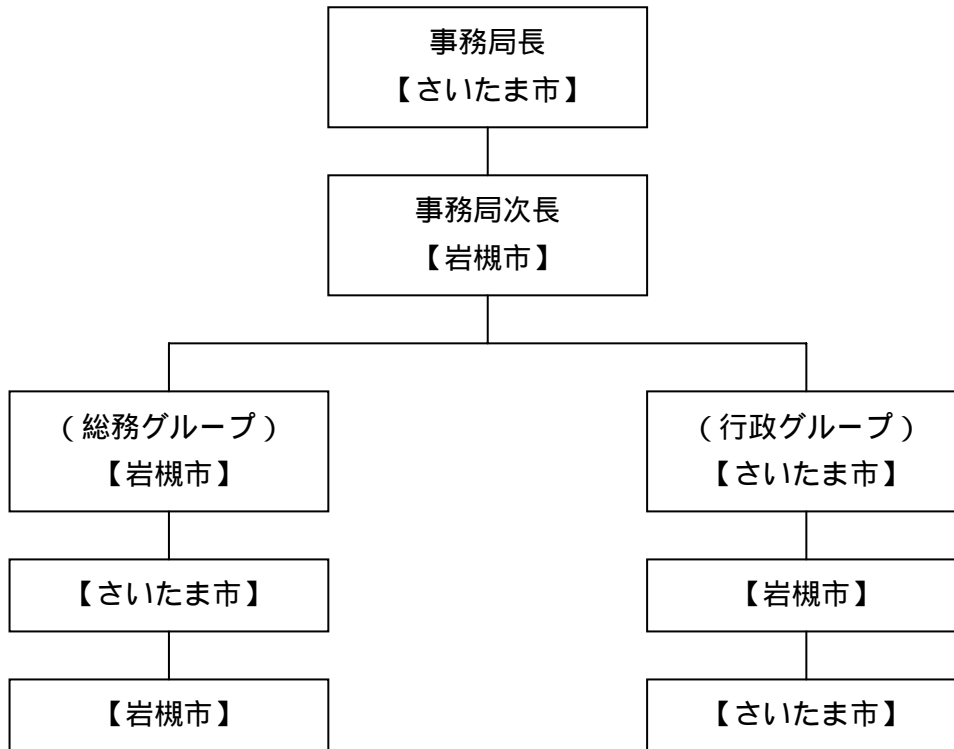
この規程は、平成15年7月15日から施行する。

別表（第8条関係）

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用 区分	公印 保管者
さいたま市 ・岩槻市任意 合併協議 会長印	さいたま市 ・岩槻市任 意合併協議 会長印	てん書	方 2 4	1	会長名 をもつ て発す る文 書	事務局長
さいたま市 ・岩槻市任 意合併協議 会事務局長 印	さいたま市・ 岩槻市任意合 併協議会事務 局長印	てん書	方 2 1	1	事務局 長名を もつて 発する 文書	事務局長

## さいたま市・岩槻市任意合併協議会 事務局

### 事務局組織



業務内容やその時々課題に応じて、もっとも効率的・効果的なグループを編成し、弾力的な対応をする。

## 報告第 4 号

## さいたま市・岩槻市任意合併協議会財務規程

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第 12 条の規定に基づき、さいたま市・岩槻市任意合併協議会（以下「協議会」という。）の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

## (歳入歳出予算)

第 2 条 協議会の予算は、規約第 10 条の規定によるさいたま市及び岩槻市の負担金並びにその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議（以下「会議」という。）において承認を得なければならない。

4 会長は、前項の規定により予算の承認を得たときは、予算書の写しを速やかに両市の市長に送付しなければならない。

## (予算の補正)

第 3 条 会長は、協議会に係る予算を補正する必要がある場合は、補正予算を調製し、会議において承認を得なければならない。

2 前条第 4 項の規定は、補正予算について準用する。

## (歳入歳出予算の区分)

第 4 条 歳入歳出予算の款及び項の区分は、別表のとおりとする。

## (出納及び現金の保管)

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

( 出納員 )

第 6 条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから、協議会の出納員を命ずることができる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務を行うものとする。

( 予算の流用等 )

第 7 条 歳出予算の流用又は予備費の充用については、さいたま市の例による。

( 決算等 )

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 2 月以内に協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、会議において承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により承認を得たときは、決算書の写しを両市の市長に送付しなければならない。

( 収入及び支出の手続 )

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、さいたま市の例による。

2 協議会の出納員は、出納に関する文書を備え、出納の管理を行うものとする。

( その他 )

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 15 日から施行する。

別表（第4条関係）

歳入の款・項		歳出の款・項	
款	項	款	項
1 負担金	1 負担金	1 運営費	1 運営費
2 諸収入	1 諸収入	2 予備費	1 予備費

報告第 5 号

さいたま市・岩槻市任意合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約第 13 条第 2 項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市任意合併協議会(以下「協議会」という。)の委員の報償費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報償費の額)

第 2 条 委員に支給する報償費の額は、次のとおりとする。ただし、国及び埼玉県の常勤職員並びにさいたま市及び岩槻市の市長、助役その他の常勤職員については、支給しないこととする。

(1) 会長 日額 8,800 円

(2) 委員 日額 8,200 円

(費用弁償)

第 3 条 委員が、その職務を行うために旅行したときは、旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、さいたま市の市長の例による。

(その他)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、委員の報償費及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 15 日から施行する。



## 議案第 1 号

さいたま市・岩槻市任意合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約第 7 条第 2 項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市任意合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。

2 会議の運営に際しては、公正な協議の推進に努めなければならない。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

（会長等の責務）

第 3 条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、議長として、協議会の副会長と連携を図りながら、迅速かつ効率的な会議の運営に努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第 4 条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後に発言するものとする。

（表決）

第 5 条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決することができる。

2 議長は、表決を採るときは、委員の挙手を求め、その結果を宣告するものとする。

（会議録の調製等）

第 6 条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第 1 号）を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議事項
- (4) 会議経過
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを協議会の事務局（以下「事務局」という。）に保管させるものとする。

4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

（会議録等の公開）

第7条 会議録及び会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、次条ただし書の規定による決定があった会議の会議録及び会議資料については、この限りでない。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

（傍聴）

第8条 会議は、傍聴することができる。ただし、議長が会議を公開することにより率直な意見交換が不当に損なわれる等公正かつ円滑な運営に著しく支障が生じると認められる場合において、会議に諮り公開しないことを決定したときは、この限りでない。

（傍聴の手續）

第9条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（様式第2号）に必要事項を記入の上、傍聴券（様式第3号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議の開始予定時刻の30分前から交付する。ただし、会議の開始予定時刻の30分前において傍聴希望者が定員を超える場合は、くじにより決定し、傍聴券を交付するものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を事務局に返還しなければならない。

（傍聴人の守るべき事項）

第10条 傍聴人は、会場の秩序と会議の円滑な運営を維持するため、次

に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。

2 傍聴人は、議長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。

3 傍聴人は、第8条ただし書の規定により会議を公開しないことの決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の定員)

第11条 傍聴人の定員は、その都度会長が定める。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴することができない者)

第13条 ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者等会議の運営に支障を来すおそれがあると会長が認めた者は、会議を傍聴することができない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月15日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

会 議 録

会議の名称		
開催日時	年 月 日（ ） 時 分開会・ 時 分閉会	
開催場所		
議長氏名		
出席者氏名	別紙「出席委員名簿」のとおり	
事務局氏名		
会議事項	1 議題	2 会議結果
会議の経過	次ページのとおり	
会議資料		
その他の 必要事項		
会議録の確定	確定年月日	記名押印
	平成 年 月 日	会長（議長）

( 会議経過 )

発言者	議題・発言内容・決定事項



年 月 日

傍聴人受付簿

番号	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			
1 6			
1 7			
1 8			
1 9			
2 0			
2 1			
2 2			
2 3			
2 4			
2 5			

様式第3号（第9条関係）

傍 聴 券

第 号

年 月 日

さいたま市・岩槻市任意合併協議会



## 議案第2号

## 平成15年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会予算(案)

## 【歳入】

(単位:円)

款	項	金額	説明
1 負担金		24,740,000	
	1 負担金	24,740,000	協議会負担金12,370,000×2市
2 諸収入		1,000	
	1 諸収入	1,000	預金利子
歳入合計		24,741,000	

## 【歳出】

(単位:円)

款	項	金額	説明
1 運営費		24,602,000	
	1 運営費	24,602,000	会議室使用料、事務所賃借料等
2 予備費		139,000	
	1 予備費	139,000	
歳出合計		24,741,000	

平成15年度 さいたま市・岩槻市任意合併協議会 歳出予算内訳

(単位:円)

款	項	目	節	金額	説明
1	運営費			24,602,000	
	1	運営費		24,602,000	
		1	会議費	1,588,000	
			08 報償費	808,000	・協議会等謝礼金
			11 需用費	155,000	・協議会等賄い
			14 使用料及び賃借料	625,000	・協議会等会議室使用料
		2	事務費	23,014,000	
			09 旅費	180,000	・普通旅費
			11 需用費	671,000	・消耗品 ・印刷製本
			12 役務費	360,000	・電話料 ・郵便料
			13 委託料	2,029,000	・議事録作成委託料 ・その他委託料
			14 使用料及び賃借料	18,724,000	・事務所賃借料 ・事務機器借上げ料一式 外
			15 工事請負費	950,000	・電話回線等設置工事費 ・電灯コンセント設備工事費
			18 備品購入費	100,000	・什器備品購入費
2	予備費			139,000	
	1	予備費		139,000	
		1	予備費	139,000	
			01 予備費	139,000	・予備費
歳出合計				24,741,000	